

平成29年11月24日

国民健康保険及び後期高齢者医療制度の加入者の皆様へ

神奈川県国民健康保険団体連合会

### 平成29年分の確定申告医療費控除に「医療費通知」が使えないことについて

所得税法の改正により、平成29年分の確定申告から「医療費通知」を添付した場合、医療費控除の明細書の提出が省略できるようになりました。

このことにつきましては、国税庁及び各税務署など関係機関において、ポスターやちらしの配布などを通じて、既に周知が行われています。

しかし、神奈川県の国民健康保険及び後期高齢者医療制度の「医療費通知」は、被保険者が支払った医療費の額の記載がないため、平成29年分の確定申告では使用できませんので、ご注意ください。よろしくお申し上げます。

なお、ご不明な点等は、神奈川県庁・医療保険課までご相談ください。

(国保加入者) 国保指導グループ

電話 045-210-4881

(後期高齢者加入者) 高齢者医療対策グループ

電話 045-210-4885